

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画 事業一覧（第4章Ⅲ）

章・節	取組項目	取組概要	事業（施策）名	推進体制		着手・実施期間	
				行政	官民協働	関係機関	(短期) ～H30
第4章 世界遺産登録に向けた来訪者の受入体制整備							
III.安全対策の徹底							
1 構成資産の巡視・監視体制の強化	来訪者が構成資産を安全に見学できるよう、構成資産及びその周辺施設のバトロール体制の整備・強化を図る。	来訪者の安全な受入体制整備	●		県文化行政課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市（世界遺産推進課、建設課）	➡	
2 散策道の整備	来訪者の安全に配慮した散策道の整備を図る。	散策道の整備	●		県文化行政課、佐渡市世界遺産推進課	➡	
3 安全対策の整備	危険箇所に安全対策を実施し、周知対策を講じる。	構成資産等の安全対策		●	県（治山課、農地計画課、河川整備課、文化行政課）、佐渡地域振興局（地域整備部、農林水産振興部）、佐渡市（世界遺産推進課、防災管財課）、株式会社ゴールデン佐渡	➡	
4 立入区域の制限とその明示	地形的に危険な箇所や危険生物の生息箇所など立入区域の制限とその周知を図る。	緩衝地帯における立入禁止区域の設定と周知		●	県（治山課、農地計画課、文化行政課）、佐渡地域振興局（地域整備部、農林水産振興部）、佐渡市（世界遺産推進課、防災管財課）、株式会社ゴールデン佐渡	➡	
5 一次救急医療機関との連携	来訪者の不慮の事故や疾病に対応するため、周辺の一次救急医療機関との連携体制を整備する。	警察・医療機関との連絡体制の構築	●		佐渡西警察署、佐渡東警察署、県文化行政課、佐渡市（世界遺産推進課、市民生活課、消防本部）	➡	
6 危機管理体制の整備	来訪者の事故・疾病等や災害発生時等不測の事態に対応するための連絡・通報体制を整備するとともに、関係者が適切に対応するための「危機管理対応マニュアル」を作成する。	危機管理対応マニュアルの作成	●		佐渡西警察署、佐渡東警察署、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市（防災管財課、世界遺産推進課、市民生活課、消防本部）	➡	
7 携帯電話通話エリアの拡大	緊急時に備え、携帯電話通話エリアの拡大と連絡体制確保について検討する。	携帯電話通話エリアの拡大	●		佐渡市（世界遺産推進課、地域振興課）	➡	